

～クレジットカードに関連するトラブル～

4月から新生活を迎え、クレジットカードを作った人も多いと思います。カード関係の相談も多く寄せられていることから仕組みを理解し、適切に利用しましょう。

●相談事例

- 成人して簡単にクレジットカードが作れるようになったので、ショッピング用にカードを作った。洋服や化粧品など限度額いっぱいまで買ってしまい、支払いができなくなった。そのまま放置していたら督促状が届き、その返済に消費者金融で借金をして返済不能になった。
- 大学のオンライン授業用に25万円のパソコンをクレジット決済で購入。支払い方法は、翌月一括払いと「リボ（リボルビング）払い」があったが、割引サービスがあったのでリボ払いを選択。1年以上経過し、利用明細書を確認すると、支払残高が35万円以上もあることに気付いた。

●アドバイス

- 18歳の成年年齢から親権者などの同意なしでクレジットカードが作れます。トラブルに遭わないために、カードの仕組みや支払方法をきちんと理解した上で、適切な管理の下で計画的に利用しましょう。
- 返済方法で分割払い、リボ払いを選択した場合は返済時に所定の手数料がかかります。特にリボ払いは、利用金額や利用件数にかかわらず、設定した一定額を毎月支払います。月々の支払いを一定に抑えられる一方、支払いが長期化し手数料がかさむなどの点に注意が必要です。
- カードを申し込む際は、初期設定がリボ払いになっているカードもあるのでよく確認しましょう。
- カードの不正利用を防ぐため暗証番号は他人に推測されない番号に設定を。カードは他人に貸すなどせず、適切に管理しましょう。
- 最近はフィッシングサイトにより、クレジットカード情報などが不正に利用されるトラブルが発生しています。利用明細は定期的に必ず確認する習慣を付け、身に覚えのない請求があった際は、速やかにカード会社に連絡しましょう。

困ったことやトラブルが生じた場合は、一人で悩まず下記の相談窓口までご相談ください。

困ったときは、ピピッと相談！

【消費生活に関する相談窓口】

今治市消費生活センター	Tel 0898-36-1655
(平日 午前9時～午前12時、午後1時～午後4時)	
愛媛県消費生活センター	Tel 089-925-3700
消費者ホットライン	Tel 188 (いやや!)



県消費生活相談窓口イメージキャラクター

「こまどりのPiPi (ピピ)」